

平成30年8月31日
県民生活・環境部
消費者行政課

**「越後杉ブランド認証材」を取り扱う認証工場及び工務店等に対し、
適正な表示の徹底について通知しました。**

一部の越後杉ブランド認証工場において不適切な管理の実態が確認されたことを受け、景品表示法に基づき、消費者への適正な表示の徹底が図られるよう、県内の関係事業者等に対し、以下のとおり通知しましたのでお知らせします。

1 通知の趣旨

「越後杉ブランド認証材」の基準を満たさない木材を認証材と表示して販売した場合、消費者への不当な表示を禁止する「景品表示法」に違反するおそれがあることから、当該法の遵守について通知するもの。

2 通知の内容

○ 別紙1

景品表示法に基づく「越後杉ブランド認証材」の適正な表示について（通知）

※ 送付先：越後杉ブランド認証工場（計75社）及び

越後杉ブランド認証材を取り扱う工務店等（計156社）

※ 内 容：景品表示法の周知、適正表示の徹底と不当表示の未然防止を要請

○ 別紙2

景品表示法に基づく適正な表示の徹底について（依頼）

※ 送付先：新潟県木材組合連合会

※ 内 容：会員（認証工場）における適正表示の徹底について指導を依頼

【本件についてのお問い合わせ先】

新潟県 県民生活・環境部 消費者行政課

（取引・表示係長 白沢）

電話：（直通）025-280-5462（県庁内線）2468